

今 回	先 例
<p style="text-align: right;"><u>事 務 連 絡</u> 令和 8 年 3 月 25 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 <u>社会福祉施設等施設整備費所管課 御中</u> 中核市 <u>(障害福祉施設及び保護施設等)</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 <u>障害保健福祉部障害福祉課</u> <u>保 護 課</u></p> <p style="text-align: center;">令和 8 年度当初予算 (案) 等における社会福祉施設等施設整備費の 国庫補助に係る協議等について</p> <p>標記の国庫補助金に係る協議については、<u>令和 8 年度当初予算 (案) の成立が前提であり、成立後に正式に通知することとなるが、事務処理に支障を来さぬよう、本事務連絡にて、協議事項等について事前に周知するものである。</u></p> <p><u>協議に当たっては、</u>以下の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は別途地方厚生（支）局より指示。）</p> <p>なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の整備事業については、本<u>事務連絡</u>に拠らず、別途通知することを申し添える。</p> <p>1 令和 8 年度当初予算 (案) 等に係る社会福祉施設等施設整備費について <u>障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、障害福祉政策等の推進のために令和 8 年度予算 (案) に 40 億円を計上している。これに、令和 7 年度補正予算において計上した 101 億円のうち、令和 8</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>社 援 発 1218 第 2 号</u> 令和 7 年 12 月 18 日</p> <p>都道府県 <u>知事</u> 各 指定都市 <u>市長 殿</u> 中核市 <u>市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 <u>長</u> <u>(公 印 省 略)</u></p> <p style="text-align: center;">令和 7 年度補正予算等における社会福祉施設等施設整備費の 国庫補助に係る協議等について</p> <p>標記の国庫補助金に係る協議については、以下の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は別途地方厚生（支）局より指示。）</p> <p>なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の整備事業については、本<u>通知</u>に拠らず、別途通知することを申し添える。</p> <p>1 令和 7 年度補正予算等に係る社会福祉施設等施設整備費について <u>「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）に基づく耐災害性強化の取組を着実に推進するとともに、障害者の社会参加や地域移行を推進するため、地方公共団体の整備</u></p>

年3月4日以内示分を除いた額を加えた合計額を財源として本協議を実施することを予定している。

2 補助対象事業について

令和8年度の社会福祉施設等施設整備費の間接補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比7.7%増の改定を行うこととしているので、協議額については、令和8年度の新単価（案）で協議いただけるよう、留意されたい。詳細は、別添のとおり。

また、補助対象については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び本通知の内容を確認の上、協議されたい。

3 整備方針について

(1) (略)

(2) 留意すべき事項について

障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標及び基本指針との整合性について確認することとする。

障害者支援施設の国庫補助協議を行う都道府県市は、整備区分を問わず、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性を確認した上で、様式「障害者支援施設の整備と障害福祉計画の入所者数削減目標との整合性の確認について（以下「確認表」という。）」に必要事項を記載して提出すること。

特に、施設入所者数の増を伴う整備については、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限ること。

計画に基づいた整備を支援することとされている。こうした取組を進めるため、社会福祉施設等施設整備費補助金については、令和7年度補正予算において約101億円を計上している。

なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の整備事業については、本通知に拠らず、別途通知することを申し添える。

2 補助対象事業について

令和7年度補正予算成立後の協議（以下「本協議」という。）にあたっては、補正予算の早期執行の観点から、各都道府県市において今年度内の議会に予算を計上する等、今年度に対応が可能なものを登録すること。なお、今年度内に整備が完了しなかった場合は、いわゆる「地方繰越」での対応となることに留意されたい。

登録に際しては、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び本通知の内容を確認の上、協議されたい。

3 整備方針について

(1) (略)

(2) 留意すべき事項について

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）において、「令和4年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮し、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本としている。

加えて、行政事業レビューにおいて、KPIを「入所施設の施設整備（※）において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が100%になることを目指す」としている。

やむを得ず、地域の実情により、これらにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内まで削減するための計画などの提示を条件とする。

（注）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）において、「令和 4 年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮し、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 パーセント以上削減することを基本としている。

加えて、行政事業レビューにおいて、KPI を「入所施設の施設整備（※）において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」とすることとしている。

（※）定員の増減を伴わない入所施設整備のうち、国土強靱化整備分については別途指標を設定していることから、当該 KPI の対象外とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第 7 期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

具体的な確認方法については、「7 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について」を確認すること。

この他、次の事項に留意されたい。

ア～ケ（略）

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただし、後述の（別紙 A）「（3）水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りではない。）

サ～ソ（略）

タ 従前より、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を、障害福祉サービス事業所・施設、保護施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じて

（※）定員の増減を伴わない入所施設整備のうち、国土強靱化整備分については別途指標を設定していることから、当該 KPI の対象外とする。

これらを踏まえ、 障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標及び基本指針との整合性について確認することとする。

障害者支援施設の国庫補助協議を行う都道府県市は、整備区分を問わず、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性を確認した上で、様式「障害者支援施設の整備と障害福祉計画の入所者数削減目標との整合性の確認について（以下「確認表」という。）」に必要事項を記載して提出すること。

特に、施設入所者数の増を伴う整備については、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限ること。

やむを得ず、地域の実情により、これらにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内まで削減するための計画などの提示を条件とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第 7 期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

具体的な確認方法については、「7 障害者支援施設の整備と障害福祉計画との整合性について」を確認すること。

この他、次の事項に留意されたい。

ア～ケ（略）

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただし、後述の「水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りではない。）

サ～ソ（略）

タ 従前より、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を、障害福祉サービス事業所・施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じて

騰が生じている事業者への支援にも活用できる旨、周知を行っているところ。

については、同交付金を活用する見込みである場合は、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」（１）アの「社会福祉施設等施設整備費協議一覧表」を用い、その旨明示いただきたい。

チ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することなどがないう耐震性を確保する必要があるため、周知徹底されたい。

なお、都道府県市は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

（参考 URL）会計検査院 HP

<https://report.jbaudit.go.jp/org/r04/2022-r04-0270-0.htm>

ツ～ト（略）

ナ 施設・事業所の業務継続にあたり、災害時における被災情報の共有は重要であることから、障害者支援施設等の整備にかかる国庫補助協議については、障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とし、保護施設等の整備にかかる国庫補助協議については、保護施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とする。

そのため、未登録の場合は、協議までに障害者支援施設等災害時情報共有システム又は保護施設等災害時情報共有システムへ災害時緊急連絡先メールアドレスの登録を行うこと。

なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システム、保護施設等災害時情報共有システムへの登録と併せて速やかに対応すること。

ニ 障害者支援施設を整備する場合には、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」における議論のとりまとめ（令和7年9月24日）において、障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について「施設の利用者に対する支援の質・生活環境の向上や個別的支援の提供のため、個室化やユニット化により生活単位の小規模化を更に推進し、地域における生活環境に近づけることで、地域移行後の

いる事業者への支援にも活用できる旨、周知を行っているところ。

については、同交付金を活用する見込みである場合は、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」（１）アの「社会福祉施設等施設整備費協議一覧表」を用い、その旨明示いただきたい。

チ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することなどがないう耐震性を確保する必要があるため、周知徹底されたい。

なお、都道府県市は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

（参考 URL）会計検査院 HP

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyou_10.pdf

ツ～ト（略）

ナ 施設・事業所の業務継続にあたり、災害時における被災情報の共有は重要であることから、障害者支援施設等の整備にかかる国庫補助協議については、障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とする。

そのため、未登録の場合は、協議までに障害者支援施設等災害時情報共有システムへ災害時緊急連絡先メールアドレスの登録を行うこと。

なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システムへの登録と併せて速やかに対応すること。

暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていく必要がある」とされたことを踏まえ、生活環境の向上に向けた居室の個室化を推進するよう努めること。

なお、令和9年度以降に向けては、検討会における議論を踏まえ、社会福祉施設等施設整備費補助金における障害者支援施設の整備について、原則個室化を進める場合を補助対象としていくことを検討しているので、ご留意いただきたい。

4 (略)

5 国土強靱化に資する整備について

国土強靱化については、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）」が定められ、施策の一層の重点化を図るとともに、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることとされた。

（注）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」の後継

この実施中期計画においては、「推進が特に必要となる施策」に社会福祉施設等の耐災害性強化対策が位置づけられるとともに、施策毎の目標が定められており、当該目標達成に向けた積極的な取組が求められている。

都道府県市におかれては、これらの実態を踏まえ、実施中期計画期間中において必要な予算措置や各種調整等を行い、主体的かつ積極的な整備を早急に進めていただきたい。

【参考】実施中期計画における目標

- ① 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）の耐震化率 99.47%【R2】 → 99.71%【R12】 → 100%【R52】
- ② 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設（全国約500施設）の対策完了率 20%【R4】 → 53%【R12】 → 100%【R52】
- ③ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約4,200施設）の対策完了率 4%【R4】 → 24%【R12】 → 100%【R37】

4 (略)

5 国土強靱化に資する整備について

国土強靱化については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づいて取り組みが進められてきたが、今般、5か年加速化対策に続く計画として、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定。以下「実施中期計画」という。）」が定められ、施策の一層の重点化を図るとともに、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めることとされた。

この実施中期計画においては、「推進が特に必要となる施策」に社会福祉施設等の耐災害性強化対策が位置づけられるとともに、施策毎の目標が定められており、当該目標達成に向けた積極的な取組が求められている。

都道府県市におかれては、これらの実態を踏まえ、実施中期計画期間中において必要な予算措置や各種調整等を行い、主体的かつ積極的な整備を早急に進めていただきたい。

【参考】実施中期計画における目標

- ① 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）の耐震化率 99.47%【R2】 → 99.71%【R12】 → 100%【R52】
- ② 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設（全国約500施設）の対策完了率 20%【R4】 → 53%【R12】 → 100%【R52】
- ③ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約22万施設）のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約4,200施設）の対策完了率 4%【R4】 → 24%【R12】 → 100%【R37】

- ④ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国約 7,600 施設）の対策完了率
12%【R4】→ 49%【R12】→ 100%【R20】

6～11（略）

（別紙 A）

（1）～（3）（略）

（4）非常用自家発電設備の整備について

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日）1の（2）、（8）③に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対象とすることとし、次の①～③に該当し、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

- ① 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった非常用自家発電設備の改造工事（燃料貯蔵用のタンクの設置等も含む）
- ② 土砂災害等に備えた障害福祉サービス事業所等の一部改修に伴う緊急災害用の自家発電設備の整備
- ③ 太陽光等の再生可能エネルギーによる自家発電設備の導入、電気自動車の充電スタンド設置等多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備

※ 非常用自家発電設備が設置されている場合でも、既存設備において 72 時間分の電源が確保できない場合は、その設備の改造や、別の自家発電設備の整備を行うことを可能とする。

非常用設備等の設置場所については、会計検査院が実施した検査の報告書（令和 5 年 5 月）において、一部の施設について「非常用自家発電設備が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により浸水が発生した場合に非常用自家発電設備が使用できなくなるおそれがある状況となっていた」ことを踏まえ、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにすること。

- ④ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国約 7,600 施設）の対策完了率
12%【R4】→ 49%【R12】→ 100%【R20】

6～11（略）

（別紙 A）

（1）～（3）（略）

（4）非常用自家発電設備の整備について

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日）1の（2）、（8）③に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対象とすることとし、次の①～③に該当し、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

- ① 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった非常用自家発電設備の改造工事（燃料貯蔵用のタンクの設置等も含む）
- ② 土砂災害等に備えた障害福祉サービス事業所等の一部改修に伴う緊急災害用の自家発電設備の整備
- ③ 太陽光等の再生可能エネルギーによる自家発電設備の導入、電気自動車の充電スタンド設置等多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備

※ 非常用自家発電設備が設置されている場合でも、既存設備において 72 時間分の電源が確保できない場合は、その設備の改造や、別の自家発電設備の整備を行うことを可能とする。

非常用設備等の設置場所については、会計検査院が実施した検査の報告書（令和 5 年 5 月）において、一部の施設について「非常用自家発電設備が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により浸水が発生した場合に非常用自家発電設備が使用できなくなるおそれがある状況となっていた」ことを踏まえ、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにすること。

※（参考URL）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する
会計検査の結果について」

https://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/050517_zenbun.pdf

※（参考URL）「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する
会計検査の結果について」

https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/5/pdf/050517_zenbun.pdf